

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程の改正について

1 地方独立行政法人法の規定について

- 地方独立行政法人は、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに公表する。（変更したときも同様）
- 設立団体の長は、上記の届出があったときは、評価委員会に通知する。
- 評価委員会は、この通知を受けたときは、報酬等の支給の基準が適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

2 東京都健康長寿医療センターにおける役員報酬等の支給基準について

- 常勤役員については、都の指定職給料表をベースに年収換算して設計。
- 非常勤役員については、他団体や社会経済情勢等を勘案して設計。

3 変更の理由・具体的な内容について

<令和7年3月17日改正（令和7年4月1日適用）>

○ 改正理由

令和7年4月から非常勤理事を新たに招き法人運営に主体的に関与いただくため、他団体との均衡や社会的な人件費高騰も考慮し、監事とともに人材確保にふさわしい報酬額とするため。

○ 改正内容

非常勤役員の日額を変更

(単位：円)

改正前	
職	日額
理事	33,900
監事	30,500

(単位：円)

改正後	
職	日額
理事	50,000
監事	50,000

【※参考（東京都設立他独法の状況）R7.4.1時点】

東京都公立大学法人：理事 36,200円/日 監事 32,700円/日

東京都立産業技術研究センター：監事 30,000円/日

東京都立病院機構：理事 常勤理事との均衡を考慮し理事長が別に定める額
監事 50,000円/日

<令和3年1月1日改正>

○ 改正理由

役員報酬規程で定める報酬は均等支給となっていたところ、より柔軟な支給方法とするため。

○ 改正内容

以下のただし書きを追記
(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は、年俸額を12回に分け例月支給する。ただし、年度の途中において第3条第4項により年俸額を増額又は減額した場合、その支給方法について理事長が別に定めることができる。（※）

【※参考（規程第3条第4項）】

前項の年俸は、その者の業務実績及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの事業実績に応じ、第2項の規定による年俸額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(参考)常勤役員年俸号給表
(単位：円)

号給	年俸額
1号	13,100,000
2号	14,000,000
3号	15,100,000
4号	16,200,000
5号	17,800,000
6号	19,300,000
7号	20,700,000
8号	22,000,000

参考

<地方独立行政法人法（平成15年7月16日 法律第118号）【抜粋】>

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。